

報告第 7 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

行田市長 行 田 邦 子

処分第 7 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて

上記の事項を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 10 月 24 日

行田市長 行 田 邦 子

1 相手方

埼玉県鴻巣市 ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

2 概 要

令和 6 年 9 月 30 日午後 4 時 20 分頃、行田市立長野保育園において、保育中の園児が誤って石を投げたところ、保育園の駐車場に駐車中の車に当たり、フロントガラスが損傷したものである。

3 損害賠償額

本市は、相手方に対し、本件事故による相手方の損害額として、損害賠償金 187,539 円を支払う。

公開用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工している場合があります。